

第12章 関係地域及びその認定理由

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（熊本県環境影響評価条例第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）は、方法書で定めた対象事業実施区域（排気筒）から半径2kmの範囲をもとに、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて設定した。

大気質の影響範囲は、煙突排ガスの最大着地濃度出現地点（対象事業実施区域（排気筒）から約700m）の概ね2倍の距離を見込み、約1.5kmである。

地下水の影響範囲は、地下水の利用に伴う地下水位の影響圏半径から、約110mである。

景観の影響範囲は、対象施設が視認できる最も遠い地点の約820mである。

これらのことから、関係地域は、図12-1に示すとおり、事業実施想定区域（排気筒）から半径2kmの範囲に含まれる上益城郡御船町及び益城町とした。

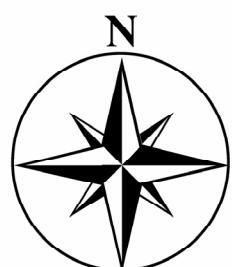


凡 例



対象事業実施区域

----- 町界



1:50,000

0 1,000 2,000 m

注：本図は、国土地理院電子地形図25000を用いて作成したものである。

図 12-1 関係地域